

# 資料2

## 吉川市子ども・子育て支援事業計画について



H29.11.27 吉川市児童福祉審議会

# 子ども・子育て支援制度の概要

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題(急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」など)を解決するため、国が「子ども・子育て支援法」という法律をつくりました。

この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が、平成27年4月からスタートしています。

そこで、制度の開始にあたり、安心して仕事と子育ての両立が図られるようにするため、市では平成26年度に計画を定めました。



『吉川市子ども・子育て支援事業計画』

# 子ども・子育て支援制度の目的

制度の目的は次の3点に集約されます。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。
- ② 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実。
- ③ 待機児童解消の推進。






子育て支援の質・量を高め、安心して仕事と子育ての両立が図られるようにするため、市で計画を定める。

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について




## ① 計画の期間【第1期計画】

計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画です。

計 画	平成22 ～26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第5次吉川市総合振興計画 (前期:平成24年から平成28年度) (後期:平成29年から平成33年度)						
吉川市次世代育成支援対策 地域行動計画 (後期:平成22年から平成26年度)						
吉川市子ども・子育て支援 事業計画 (後期:平成22年から平成26年度)						

## ① 計画の期間【第2期計画】

平成32年度から平成36年度までの5か年計画の予定です。

計 画	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
第5次吉川市総合振興計画 (後期:平成29年から平成33年度)					
第6次吉川市総合振興計画 (後期:平成34年から平成38年度)					
第2期吉川市子ども・子育て支援 事業計画 (後期:平成32年から平成36年度)					

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ② 計画策定の経過

平成25年度：吉川市児童福祉審議会の開催（4回）

- ・子育ての実態を聞く「ニーズ調査」の実施。
- ・「教育・保育提供区域」の設定。
- ・計画における基本理念の策定。
- ・ニーズ調査結果を踏まえた分析等。

平成26年度：吉川市児童福祉審議会の開催（5回）

- ・計画骨子、素案及び案の審議。
- ・量の見込、確保方策の審議・決定。

平成28年度：吉川市児童福祉審議会の開催（2回）

「幼児期の学校教育・保育」「病児病後児保育事業」  
に計画上の見込み数に乖離がみられるため  
平成29年3月に計画の一部を改定

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ③ 計画の基本理念

この計画では、各施策の基本的な考え方を示すものとして、3つの基本理念を定めています。この基本理念には、「子育ては、保護者だけで行うものではなく、地域で支え合っていくもの」という思いが込められています。

### 1. 子育てに対する不安や孤立感を減らすために

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

### 2. 安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

### 3. まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。



各施策体系へ

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ④ 施策の体系【その1】

### 基本理念

子育てに対する不安や孤立感を減らすために

### 各 施 策

- 地域子育て支援拠点事業
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援事業
- 利用者支援事業
- 子どもの養育に関する支援
- 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策
- 孤立しがちな親に対する支援



# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ④ 施策の体系【その2】

### 基本理念

安心して妊娠、  
出産、  
育児が  
できるために

### 各 施 策

- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業、緊急サポート事業
- 子育て短期支援事業  
(児童ショートステイ事業)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業  
(妊婦健診)
- 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用の  
ための方策
- 母親に対する支援
- 経済的な支援

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ④ 施策の体系【その3】

### 基本理念

ま  
ち  
を  
生  
か  
し  
た  
豊  
か  
な  
遊  
び  
と  
学  
び  
の  
環  
境  
を  
整  
え  
る  
た  
め  
に

### 各 施 策

- 幼児期の学校教育・保育（保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 職業生活と家庭生活との両立
- 働く親への支援
- 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援
- 子どもの安全のための支援
- 地域が中心となった子育て支援（寺子屋・子どもの体験活動）

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ⑤ 吉川市子ども・子育て支援事業計画の構成

前述のような基本理念をもとに、計画は全5章で構成されています。

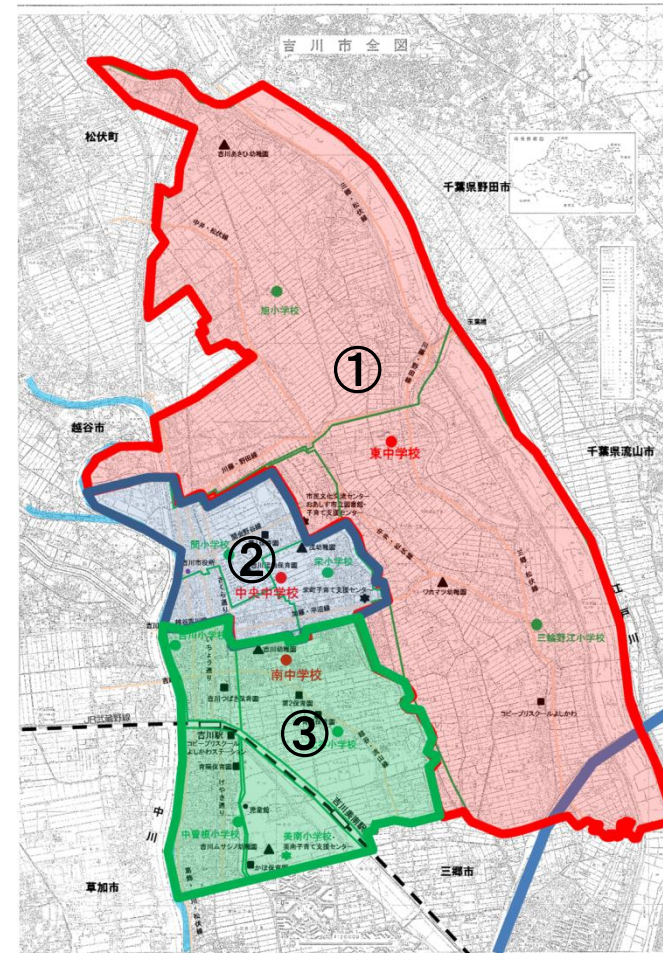
- 第1章:子ども・子育て支援事業計画の概要
- 第2章:子ども・子育てを取り巻く環境
- 第3章:計画の基本理念
- 第4章:施策の展開
- 第5章:計画の推進

# 吉川市子ども・子育て支援事業計画について

## ⑥ 教育・保育提供区域

計画では、「中学校区」を教育・保育提供区域として設定しています。区域設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給ができていないかを計画の中で客観的に見ていくためのものです。

なお、この区域については、利用者がこの区域の範囲でサービスを受けなければならないというものではありません。



### 中学校区

### 特色

#### ①東中学校区

最も児童数が少ない区域

#### ②中央中学校区

土地区画整理事業に伴い、子育て世帯の増加が予想される区域

#### ③南中学校区

最も児童数が多い区域。住宅等の整備が進行し、子育て世帯の大幅な増加が見込まれる